

## 志賀町出産おめでとう祝金給付事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、子の出産を祝福し、安心して子育てができるよう、次世代を担う子どもを産み育てる子育て世帯を経済的に支援するため、志賀町出産おめでとう祝金（以下「祝金」という。）を給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (祝金の給付対象者)

第2条 祝金の給付対象者（以下「給付対象者」という。）は、祝金の給付対象となる子ども（以下「対象児童」という。）を養育する父又は母であって、申請日において本町に居住し、かつ、本町の住民基本台帳において、対象児童が登録される世帯と同一の世帯に記録された者で、次の第1号又は第2号に該当し、かつ、第3号を満たすものとする。ただし、対象児童と同一の世帯に無い場合及び当該父又は母の死亡その他町長が特に認める場合は、町内において対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者を給付対象者とすることができる。

- (1) 対象児童の出生日の3カ月以前から町に住所を有している者
- (2) 対象児童の出生日の3カ月以前から町に住所を有していないときは、転入した日から6カ月間以上町に住所を有する者
- (3) 引き続き対象児童を養育し、1年以上本町に居住する意志がある者

2 前項の規定にかかわらず、給付対象者が他の自治体から当該祝金に類似した給付金等を受ける場合は、祝金を給付しない。

### (対象児童)

第3条 対象児童は、令和5年4月1日以後に生まれた乳児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。）であって、本町の住民基本台帳に記録された者（出生後初めての住民基本台帳への記録が本町で行われた者に限る。）とする。

### (祝金の額)

第4条 祝金の額は、対象児童1人につき15万円とする。

### (祝金の申請)

第5条 祝金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象児童の出生日から起算して60日以内に、志賀町出産おめでとう祝金給付申請書兼請求書

(様式第1号)に次項に定める書類を添えて、町長に提出するものとする。

2 前項の規定による書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本人確認書類の写し(運転免許証、保険証、マイナンバーカード等の写し)
- (2) 振込先金融機関口座確認書類の写し(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードの写し)  
(祝金の給付の決定等)

第6条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、祝金の給付の可否を決定し、志賀町出産おめでとう祝金給付(不給付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により給付の決定をしたときは、当該申請者の指定する金融機関に口座振替の方法により祝金を給付するものとする。ただし、給付対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他口座振替による給付が困難であると町長が認めた場合は、窓口にて現金を給付するものとする。

(祝金の返還等)

第7条 町長は、祝金の給付を受けた者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、祝金の給付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は給付した祝金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により祝金の給付を受けたとき。
- (2) この告示に違反したとき。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

志賀町出産おめでとう祝金給付申請書兼請求書

志賀町長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

申請者が志賀町に住所を定めた日  
\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

出生日6カ月前の住所地（現住所と異なる場合のみ）  
\_\_\_\_\_

志賀町出産おめでとう祝金の給付を受けたいので、下記のとおり申請及び請求します。

1 対象児童情報

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			

2 希望する金融機関

金融機関名		支店名		種別	普通・当座
口座番号 (右詰め)		名義人(カナ)			
<input type="checkbox"/> 窓口での現金給付（金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受取ができない方のみ）					

3 給付（請求）金額

金額	円
----	---

【審査・給付等に係る同意確認事項】

- 1 本祝金にかかる審査及び給付にあたって、申請者及び対象児童に係る住民基本台帳の確認を担当職員が行うことに同意します。
- 2 引き続き、対象児童を養育し、1年以上志賀町に居住する意志があります。
- 3 他の自治体より、祝金に類似する給付等を受けておりません。
- 4 返還金が発生した場合は、町長の指示に従い速やかに返還します。

年 月 日 申請者氏名 \_\_\_\_\_

提出書類  本人確認書類の写し（運転免許証、保険証、マイナンバーカード等の写し）  
 受取口座番号の確認できる種類の写し（通帳又はキャッシュカード等の写し）

様

志賀町長



志賀町出産おめでとう祝金給付（不給付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった志賀町出産おめでとう祝金については、志賀町出産おめでとう祝金給付事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり給付（不給付）の決定をしたので通知します。

記

年度	
事業の名称	志賀町出産おめでとう祝金給付事業
給付決定額 (不給付の理由)	円 (支払方法： 指定口座振込 ・ 窓口給付 )

(教示)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、町長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、町長を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)